

【学童クラブメール配信】(令和 5 年 4 月 1 9 日配信)

件名：学童クラブの利用要件について

内容：

学童クラブは週3日以上利用いただくことを要件としておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大により出席を控える方も一定数いらっしゃったことから要件を緩和しておりました。

この度、令和5年5月8日(月)に新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行されることが決定いたしました。

そのため、学童クラブの利用に関しても従前のとおり週3日以上の利用を要件とし、利用者の皆様が要件を満たしているか確認をさせていただくことといたしました。

5月8日以降、要件を満たさない状況が継続した利用者の方には、今後の利用に関してお伺いする場合がございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

【荒川区子ども家庭部児童青少年課 電話(3802)3111内線3835】